

# 令和4年10月からの「短時間労働者の適用拡大」 および「育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し」 について

平素は、当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

## 記

### ○短時間労働者の適用拡大について

現在、従業員501人以上の適用事業所（特定事業所）に勤務する短時間労働者  
で、下記に該当する方は健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の適用対象となっ  
ていますが、令和4年10月以降、101人以上の適用事業所で働く短時間労働者  
の方も被保険者資格の対象となります。

平成28年10月以降	令和4年10月以降
◇常時501人以上の事業所	◇101人以上の事業所
①週20時間以上勤務	①週20時間以上勤務
②月額賃金8万8千円以上 (年収106万円以上)	②月額賃金8万8千円以上 (年収106万円以上)
③勤務期間1年以上の見込み	③2カ月を超える雇用の見込みがある
④学生以外	④学生以外

◇令和6年10月以降 被保険者数51人以上の事業所となります。

### ○育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

令和4年10月から短期間の育児休業等を取得した場合への対応として、育児休業  
等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中  
に14日以上の子育休業等を取得した場合にも、保険料が免除されます。  
賞与保険料は、1カ月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。

◆厚生労働省パンフレット「育児休業、産後パパ育休や介護休業をする方を経済的  
に支援します」

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji\\_r02\\_01\\_04.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_r02_01_04.pdf)

◎ご不明な点については、大阪金属問屋健康保険組合 業務課  
(TEL 06-6271-0651) へお問い合わせください。

以上